

刑法における因果関係論の批判的考察(1) :
刑法における因果関係の哲学的基礎

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008932

刑法における因果関係論の批判的考察(一)

— 刑法における因果関係の哲学的基礎 —

足立 昌勝

目次

- 一 まえがき
- 二 構成要件の主観化・規範化
- 三 哲学における因果関係(その一)
- 四 哲学における因果関係(その二)
- 五 むすび

一 ま え が き

一 刑法における因果関係論は、近代刑法学からみれば、古い問題であるが、たかだか一〇〇年有余の歴史を有するにすぎない⁽¹⁾。その間ドイツおよびその影響をうけた日本では、因果関係については、刑法ドグマティックの自足的・自己完結的な問題として、論じられてきた。すなわち犯罪論体系の整一性から因果関係を問題にし、条件説、原因説、相当因果関係説および因果関係不要説が主張されてきた。そして現在では、わが刑法学界においては、折衷的相当因果関係説がほとんど通説とみなされうる状況にある⁽²⁾。

わたくしは、やれ条件説だ、とか、やれ相当因果関係説だ、という刑法ドグマティックにおける因果関係の地位あるいは相当因果関係説における相当性などの問題領域には関心を持っていない——いや、関心は大いにあるのだが、自足的な刑法ドグマティックに深くうずもれた中で、因果関係を論じようとは思っていない。わたくしの究極的な関心は、犯罪行為と犯罪的結果との間の因果関係にあるのだから、この点においては、何ら刑法ドグマティックと異なるところはない。その相違は、問題へのアプローチのしかたのちがい——方法論の相違——にある⁽³⁾。

実在の確定のために、因果関係は使用せられるべきである。したがって、因果関係は存在論的カテゴリーでなければならぬ。そして、因果関係は「関係」なのか、「結合」なのか明らかにならねばならぬ。

二 現代資本主義社会において、福祉国家論が主張され、私法への公法領域の拡大、構成要件の軟化現象が指摘されてから、すでに久しい。

この構成要件の軟化・規範化とそれに対応する相当因果関係説の抬頭の結果⁽⁴⁾、因果関係論は、独自の意義を失ない、構成要件へのあてはめの理論となったのである。したがって、本稿では、構成要件論の検討から、筆をおこしたいと思う。

- (1) マウラッハによれば、ドイツでは、後にラント刑法に多大の影響を与えた普通法の文献においては、一九世紀のはじめまで、因果関係は殺人罪の部分問題として扱われ、ケストリンやベルナーにおいても、総論における一般的犯罪メルクマールとしてではなく、各論の個別問題とされていたが、グラールゼル(一八五八年)とフォン・ブリー(一八六三年)の影響の下で、行為を規定する一般的犯罪メルクマールとなった。Vgl. Reinhart Maurach, Deutsches Strafrecht, Allgemeiner Teil, 4. Aufl, 1971, S. 191f.
- (2) 中山研一「因果関係」昭和四二年、一頁参照。
- (3) わたくしは、刑法学は自己完結的、自足的なものであってはならない、という出発点にたって、「刑法における因果関係論の批判的考察」として、三部作を考えている。本稿は、その第一部であり、さらに、第二部、第三部として、「因果関係論の歴史的分析(仮題)」「および「妥当なる因果関係説(仮題)」がそれに続くはずである。
- (4) 相当因果関係説の当否およびそれと構成要件の軟化・規範化現象との対応関係については、第二部「因果関係論の歴史的分析(仮題)」の中で、詳細に検討されるであろう。また、このことについては、中山、前掲書、三五頁以下、注(一)、(二)が参考になるであろう。

二 構成要件の主観化・規範化

一 「構成要件」概念は、中世イタリアの糾問手続の *constare de delicto* に起源を有し、一六世紀の後半にファリナキウスにより *corpus delicti* となり、それがドイツに継受されて、クラインにより *Tatbestand* というドイツ語に翻訳されたのである。⁽¹⁾ それは、元来、訴訟法的概念であったが、それに、罪刑法定主義の原則から、刑法上特別な意味を持たせたのがベールリンクである。⁽²⁾

ベールリンクは、構成要件概念から主観的・規範的なものを取りのぞき、それを客観的・記述的・没価値的なものに限った。そして評価の問題は違法性および責任の領域に属するという。「構成要件にはいかなる価値判断も存在しない。」もちろん構成要件の中には、その実現が通常違法でもあるものがあるが、類型性から直ちに、行為者が不法に行為したという完結した判断 (*das fertige Urteil*) は、決して出てこない。違法性は(それ自身)固有な問題を形成する。構成要件

性 (Tatbestandlichkeit) に関する研究は、極めて中立的立場を維持するのである。」⁽³⁾

ベーリンクがこのような構成要件概念を樹立した当時、すなわち二〇世紀初頭においては、法治国思想が主流をなし、個人本位主義的世界観が一般的に広がっていた。したがってベーリンクが罪刑法定主義の原則を援用して、犯罪を個別化し、個人の自由・権利の保護を意図しつつ、裁判官の判断⁽⁴⁾裁量を成文の法律によって拘束する理論として、構成要件理論をうちたてたのは、けだし当然であった。

さらにその時代においては、哲学的には新カント派が有力になってきていた。この考え方においては、事実と価値、存在と当為とは峻別されねばならなかった。⁽⁵⁾ベーリンクはこの新カント派哲学に依拠しつつ、構成要件は客観的な事実の記述であるとし、価値(評価)としての違法性および責任から明確に分けたのである。つまり構成要件の中から価値的要素を全く排除したのである。

二 資本主義が高度化し、国家独占資本主義の段階になると、資本主義の陥いった全般的危機に対応して、金融資本が国家を自己に従属させ、経済界へ強権的に介入することにより、独占利潤の確保をはかろうとする⁽⁶⁾金融資本の寡頭支配。

この国家独占資本主義段階における土台の法へのイデオロギー的反映が、「福祉国家」のイデオロギーである。すなわち「国家の公共的性格を説き、経済秩序の福祉的性格を強調する国家独占資本主義のイデオロギーは、経済秩序が私的な性格を失い、公共のための存在に転化することによって階級的対立そのものが意味を失っていると主張する。」⁽⁶⁾

かくして独占資本は「福祉国家」のヴェールをかぶりながら、私法においては、本来、抽象的・形式的にしる、自由であり平等であるべきはずの近代市民法を、不自由・不平等の法的関係へと変えていく(このことは、大資本と中小資本もしくは農民、一般市民、労働者というような異質な利益主体間の対抗・緊張関係をみれば、明らかであろう)。

さらに経済界は、見えざる手による自動調節機能を失っているがゆえに、ここでも独占資本が「国家」という名におい

て計画的に介入してくるのである。公法の支配領域の拡大、行政府の優位。このことに対しては、とりもなおさず、公法における一般条項の増大と刑法における構成要件の軟化現象が対応している。

構成要件の軟化現象は、福田教授によれば、三つの方法で遂行される。(1) 構成要件の拡張、(2) 構成要件での抽象的あるいは不明確概念の使用、(3) 規範的要素・主観的要素の導入、がこれである。この構成要件の軟化現象は、可罰的行為の類型性を否定し、裁判官の裁量の余地を拡大したものであり、罪刑法定主義の原則にもとづく人権保障機能を著しく阻害するものである。

三 構成要件の規範化が明確に認められるのは、規範的構成要件要素の存在においてである。刑法ドグマティクにおいて、この規範的構成要件要素に眼を向けたのが、M・E・マイヤーである。⁽⁸⁾

ペーリンククにおいてと同様に、マイヤーにおいても、構成要件該当性と違法性とは鋭く区別されている。⁽⁹⁾ しかしそれはペーリンククのものとは異なり、「構成要件該当性は……違法性の最も重要な認識根拠であって、それは煙と火との関係にある。⁽¹⁰⁾」彼においては、違法性とは国家により承認された文化規範に違反することであり、構成要件は違法性の徴表

(Indiz) である。⁽¹²⁾ このようにして構成要件と違法性とは峻別されたけれども、その反面で「規範的構成要件要素」について論じている。すなわち「財物の他人性」(ドイツ刑法二四二条、三〇三条)とか「事実の不真实性」(同一三一条、一三八条、一五三条、一六四条、一八七条、二六三条)とかの規範的構成要件要素の存在を認めた。⁽¹³⁾ 彼によれば、「それは規範的(それゆえに不真正な)構成要件要素であり、真正の違法要素である。⁽¹⁴⁾」

それがさらにメツガーになると、構成要件は違法性の存在根拠(Ratio essendi)となる。⁽¹⁵⁾ まず「特殊刑法的意味における構成要件は、むしろ、刑法自体によって個々の刑罰規定に詳細に規定された不法を意味し、その不法の実現に刑罰威嚇が結びつけられているのである⁽¹⁶⁾」といい、不法との関連については、「この構成要件は刑法的不法評価の本来的担い手である⁽¹⁷⁾」という。すなわち「行為の違法性の根拠づけは刑法自体の中にある。⁽¹⁸⁾」かくして彼の主張する構成要件は、不法

類型としての構成要件となった。

さらに団藤教授になると、構成要件の実質化はすすみ、構成要件とは、「定型的にみて違法な、しかも定型的にみて行為者に非難を帰するのが適当な行為の法的特徴を挙げたものであり、違法類型であるとともに有責行為類型である⁽¹⁹⁾」ということになる。

四 現代社会—国家独占資本主義のイデオロギー的反映として、構成要件概念は規範的に変更され、実質化の途をたどってきた。その変化を標語的に示すと、「記述的概念から規範的概念への転換であり、裁判官の認識活動から判断活動への転化である⁽²⁰⁾」ということになる。このような規範化は、構成要件においてのみならず、さらに、刑法体系の全領域において進行している。すなわち違法性および責任の領域においては、実質的把握が問題となっている。違法論においては、超法規的違法阻却事由をめぐって、法益衡量説 (Güterabwägungstheorie) と目的説 (Zwecktheorie) との対立があり、⁽²¹⁾ また責任論においては、期待可能性の思想による規範的責任論が通説的見解となった。⁽²²⁾

このような刑法学全体の価値・規範化は存在と当為とを峻別する新カント派哲学に領導されたものに外ならない。つまりそれは刑法ドグマティックとして、体系的統一性を、現実的生活基盤を無視して主張した結果である。宮内教授は、近代市民刑法のもつ市民的自由の保障にもとづき、行為主義の原則を主張され、刑法学における規範化は、「その内容を—そう無内容にし、行為主義を弱める傾向にある⁽²³⁾」と警鐘をならされる。

五 ところで構成要件は、元来、裁判官の判断を拘束するものであったが、しだいに裁判官の判断を必要とするものとなった。すなわち⁽²⁴⁾は、(Subsumtion) の理論となった。そこにおいて構成要件該当性を判断する基準は、抽象的・定型的なものである。⁽²⁴⁾つまり刑法上の行為は構成要件に該当する行為であり、構成要件に關係のない行為は、刑法においては全く無用である⁽²⁵⁾ということになる。

この立場において、もろもろの社会的諸現象を、構成要件に該当する行為にまで高めるための操作が定型的判断である。

この定型的判断で因果関係を論ずるとどうなるのであろうか。従来の条件説、原因説、相当因果関係説の中で、定型的思考方法と結びつくものは、相当因果関係説である。⁽²⁶⁾まさに相当因果関係説は、構成要件論の理論的帰結であるといふことができるのである。

- (1) その間の事情については Heinrich Schweikert, Die Wandlungen der Tatbestandslehre seit Beling, 1957, S. 7f., 小野清一郎「犯罪構成要件の理論」(犯罪構成要件の理論・所収) 昭和三十六年、二頁以下、下村康正「ベーリンクの構成要件論」刑法雑誌第三卷第三号三四二頁、が詳細に述べている。
- (2) Vgl. Ernst Beling, Die Lehre vom Verbrechen, 1906.
- (3) E. Beling, a. a. O., S. 147.
- (4) 裁判官の判断が加わらないようにするために、構成要件は価値判断を伴わない純粹に客観的な事実の記述でなければならない。かくして、ベーリンクにとって、構成要件は犯罪の類型(Typus)であり、形態(Figur)である。Vgl. E. Beling, a. a. O., S. 112.
- (5) 新カント派のリッケルトは「文化科学と自然科学」(佐竹・豊川訳、岩波文庫、昭和一四年)の中で、価値へ関係づけられた現実||文化と価値を離れた現実||自然とをわけ、また文化は価値そのものから区別されるとし(第四章「自然と文化」)、歴史的文化科学においては、個性化的概念構成という方法論が採用される(第七章「自然と歴史」という)。
- (6) 野村平爾外編「現代法の学び方」岩波新書、一九六九年、九六—九七頁。
- (7) 福田平「罪刑法定主義と構成要件」(目的的行為論と犯罪理論、所収)昭和三九年、三〇頁参照。教授は「——刑法における政治性の介入——」というサブタイトルの下で、「政治は法を作る原動力であり、政治から超越した法を考えることはできないであろう」(同書二五頁)と述べて、刑罰権行使の拡大の方法として、構成要件の軟化現象と刑事法の適用における解釈の超法規化をあげている。そして結論として、「国家刑罰権に対して自己制限の意味をもち、政治権力がその政治目的を強行するために、その意のままに刑罰権を行使しようとするに対して抑制的機能をいとなむ罪刑法定主義の政治的性格は、刑法における赤裸々な政治性の介入を阻止するという意味のものである」(同書三九頁)と述べられる。そのような結論の上で、教授は、本文の中で掲げている破防法の諸規定をどう結論づけて理解されるのであろうか。構成要件の軟化現象は、罪刑法定主義の原則を側面からくずすものであるがゆえに、違憲という判断が下されるのであろうか。

- (8) Max Ernst Mayer の紹介については、竹田直平「法規範とその違反」昭和三六年、一四九頁以下が詳しい。
- (9) M.E. Mayer, *Der allgemeine Teil des deutschen Strafrechts*, 2. Aufl., 1923, S. 9.
- (10) Derselbe, a.a.O., S. 10.
- (11) Derselbe, a.a.O., S. 181.
- (12) Derselbe, a.a.O., S. 52.
- (13) Derselbe, a.a.O., S. 182.
- (14) Derselbe, *ibid.*
- (15) Edmund Mezger, *Strafrecht, ein Lehrbuch*, 3. Aufl., 1949, S. 182.
- (16) Derselbe, a.a.O., S. 175f.
- (17) Derselbe, a.a.O., S. 176.
- (18) Derselbe, a.a.O., S. 184. これに対して平場教授は「彼のような主張に対しては、あまりにも実証主義的だという批判が妥当するかもしれない。けれども構成要件と違法性との関係が煙と火といった異質物からの推定ではなく、構成要件自体が価値に充ちたものだ」という主張は承服しなければならぬと考える」と言われる。平場安治「構成要件理論の再構成」(刑法における行為概念の研究、所収)昭和四一年、一〇二頁参照。
- (19) 団藤重光「刑法綱要総論」昭和三九年、七五頁。このことを最初に主張せられたのは小野博士である。小野「構成要件充足の理論」(犯罪構成要件の理論、昭和三六年、所収)二二二頁および同「犯罪構成要件の理論」二五頁以下参照。
- (20) 平場、前掲書九〇頁。
- (21) この両説の争点については、Vgl. E. Mezger, a.a.O., S. 239ff., Reinhart Maurach, *Deutsches Strafrecht, Allgemeiner Teil*, 4. Aufl., 1971, S. 325ff., Schönke-Schröder, *Strafgesetzbuch, Kommentar*, 13. Aufl., 1967, S. 372f.
- (22) 期待可能性については、佐伯千仞「刑法に於ける期待可能性の思想」昭和四一年参照。
- (23) 宮内裕「現代刑法における行為責任主義の原則」(岩波講座現代法第一一巻、一九六五年、所収)一六八頁。また教授は、同時に、現在有力になりつつある目的的行為論の意思的側面の中に、行為主義の原則を弱めている一つのものを見いだされる(同書一六七頁以下参照)。
- (24) 団藤、前掲書七九頁参照。

(25) 小野「犯罪構成要件の理論」五四頁以下参照。わたくしはかつて、行為の存在論的側面を重視して、一般的行為概念の有用性について触れた。拙稿「アルトゥール・カウフマンの行為論」法学新報七八巻一二号一二六頁以下参照。

(26) このことについては、岡野光雄「刑法における相当因果関係説の批判的考察(二・完)」早稲田社会科学研究所一四号三四頁参照。

三 哲学における因果関係(その一)

一 構成要件論においては、あてはめの問題⁽¹⁾定型性の問題が重視されるがゆえに、相当因果関係説を主張するのである。だがこのことは当然に主張されてよいものであろうか。

木村博士は、科学における因果関係の問題について言及され、そこで博士は、哲学、経験科学および自然科学とをわかし、おのおのに妥当するものは、それぞれ、因果律、因果関係、因果法則であるとし、経験科学であり規範科学である刑法学においては、歴史的・個別的因果関係が問題であるといわれる⁽¹⁾。

この木村説の妥当性の検討は、あとで論ずるが、ここでは、その基礎となる因果関係が発生的にみて、どのようにして現われてきたのか、さらにそれはどのように変遷してきたかについて検討する。

この分野での「もっとも詳細な社会学的・思想的研究」⁽²⁾を行ったのは、純粋法学の主張者であるハンス・ケルゼンである。以下においては、主として、ケルゼンの研究によりつつ、稿を進めていく。

二 ケルゼンは、その著者「社会と自然(Society and nature)」⁽³⁾において、社会学的・文化人類学的な(ethnographical)豊富な資料にもとづいて、未開人の自然についての把握を研究し、その把握の基礎を、応報の原理 (the principle of retribution) に求め、その原理から因果関係の観念が発達したことについて研究している。

まず彼は、未開人の意識は、感情や意欲から生ずる情緒的要素によって特徴づけられ、また自然への興味 (curiosity) の欠除によって特徴づけられるという。因果関係は自然因果性であるがゆえに、このことから、「因果関係の原理につい

ての概念は、全く未開人の理解を超えている」⁽⁵⁾ことが明らかとなる。それどころか、未開人の思想を支配しているものは、因果の法則 (the law of causality) ではなくて、応報の観念である。したがって未開人は自然の出来事をも、因果の法則に従ってではなく、応報の原理によって理解している。⁽⁷⁾このことは、未開人に自我の意識がないこと || 環境への恐怖に相応して、自分達の權威を、超人的力 (superhuman powers) に求め、さらに自然をもその超人的力に服さしめるところから生れてくる。

このことは、自然を人格化して考える「アニミズム」が、未開人の思考を支配していることを示している。⁽⁸⁾すなわち未開人が興味を引かれるすべてのもの (認識の対象) は、未開人と同質なもの (homogeneous) である。つまり未開人はそれらを自分の親類と同質なものともみなす。「未開人は動物、植物および無生物体 (inanimate objects) を、それらが自分にとっていくらか重要であるかぎり、一諸に住んでいる者や直接的な経験によって知っている者と本質的に類似したもの (similar) とみなす。」⁽⁹⁾したがって未開人は自然を社会的カテゴリーの観点で理解する。つまり自然の物体 (object) — 例えば木、川 — は、人間のような存在ともみなされる。そしてさらにその物体の奥に未開人は超人的權威をみとめる。「未開人は、理解しようとする出来事の原因を同種のもの要素にではなく、異種のもの要素に求め、客体ではなく主体に求め、物にではなく人間に求める。」⁽¹⁰⁾

つまり未開人は、自然を因果的思考 (causal thinking) によって理解しようとしたのではなく、人格的思考 (personalistic thinking) によって理解していたのである || 自然についての社会的把握⁽¹¹⁾。

未開人は、自然を社会的に把握した結果、自然に対する未開人の行ないを決定する基本的原理として、応報の原理を見出したとケルゼンはいう。⁽¹²⁾そして彼は、未開人の、応報の原理にしたがった自然の把握について詳細に述べた後、それが未開民族の神話の中で重大な役割を演じているという。⁽¹³⁾すなわち神話は、未開人が信じていた現実そのものの叙述的表現であり、祭祀と結びついて、未開人の日常生活の隅々までも支配していた。⁽¹⁴⁾

三 このような未開人の有する擬人的・神話的自然観が、古代ギリシアの宗教、さらには哲学にも多大なる影響を与えたのである。

ホメーロスやヘシオドスの作品の中で語られているオリュンポスの神々においては、正義こそが神の応報の原理である。ホメーロスは、神の応報の信念を詩の中で「Father Zeus, verily ye gods yet hold sway on high Olympus, if indeed the woeful have paid the price of their wanton insolence. ゼウス父神、実際にまだ神さま方は、オリュンポスの高嶺においでなされるのだ。もし求婚者どもが乱暴非道のつぐのいをほんとしたなら⁽¹⁵⁾」という。さらに、オデュッセイアーにおいてもイーリアスにおいても、王はゼウスから力を獲得したことが強調されており、これら二つの叙事詩のライト・モティーフは神の応報である⁽¹⁶⁾。しかし、正義の神 (just god) の観念は、イーリアスにおけるよりもオデュッセイアーにおいての方が、よりはっきりとあらわれている。「それ故に、イーリアスの場合には、正義の観念は背景に引き退がらねばならない。しかしオデュッセイアーにおいては、神の正義の概念があらわれる個所 (references) がしばしばある。」⁽¹⁷⁾

ホメーロスが扱ったよりもっと低い階級（だが最下層階級ではない）を扱ったヘシオドスの詩においては、人々は法律を破るが、ゼウスはそれを守る。この法律はゼウスの娘ディケとして人格化されている。そしてディケは度重なる挫折にもかかわらず、最後にはいつも勝利する。また、「ヘシオドスは法律について話す時は、人々の間で行われている法律——我々はそれを実定法というであろう——を意味している。それは彼にとっては同時に、オリュンポスでの生活している神として描かれた神の正義である。法律は動物には知られていない特殊人間的な制度である。」⁽¹⁸⁾

このようにホメーロスやヘシオドスで描かれている宗教は、神話の世界と異なり、人格化された神々を媒介として、全く現世的・世俗的であり、合理的であった。そして自然現象は人格化された神々を通して、擬人的な説明がなされたのである。

さらにギリシア宗教における応報の思想は、ソフォクレスやアイスキュロスのギリシア悲劇の中にもはっきりと認められる。そこでは正義と法律の諸問題が重要な役割を演じており、悲劇の要素は個人的規律 (order) と社会的規律との衝突の中に見い出された。その法律の由来についてケルゼンは次のように述べる。すなわち「アイスキュロスおよびソフォクレスのばあいにおいても、ヘシオドスの場合と同様に、ゼウスに由来する法律は女神ディケとして人格化されている。ディケはギリシア悲劇の中で最も頻繁に名前のでる神であり、初期の劇への彼女の重要性は大変なものである。」⁽¹⁹⁾そしてこのディケは刑罰の女神であり、また復讐の女神である。⁽²⁰⁾かくして「女神ディケによって人格化された応報の原理は、いろいろな方法で形式化されている。」⁽²¹⁾すなわちアイスキュロスやソフォクレスの悲劇のいくらかは、完全に応報の原理によって支配されているのである。⁽²²⁾⁽²³⁾

四 このようにオリュンポスの神々を人格化し、それにもとづいて自然現象を説明した考え方は、全く現世的・世俗的なものであった。このオリュンポスの擬人的世界観を受けついで、古代ギリシアの自然哲学は、ホメーロス以下のギリシア文化の世俗的精神を出発点とし、さらに進んで自然の説明から擬人的要素を排除したのである。ここであらわれてきたものは、「非神話化されたオリュンポスの精神」⁽²⁴⁾であるということが出来る。⁽²⁵⁾アリストテレスによれば、「最初に哲学した人々」は、すべての存在者がそこから生じ、それへと滅んでゆく万物の「原理 (arche)」⁽²⁶⁾を求めたといわれる。すなわちタレスをはじめとする、アナクシマン드로ス、アナクシメネスのイオニア学派がそれである。彼らにおいては、万物の起源は、もはや人格化された神々ではなく、水、空気その他の元素的物質であり、それらの定めによる運動変化によって森羅万象が説明される。⁽²⁷⁾

まずタレスは、すべての根源を「水」に求めた。ここで特筆されるべきことは、この「水」は人格化された神々の姿ではなく、⁽²⁸⁾単なる物質的自然であるということである。「人類はここにはじめて神話的表象から脱皮しえた。」⁽²⁹⁾さらにアナクシマン드로スは「限界のないもの、永遠のもの、無規定のもの (to apeiron)」に求めた。彼は「断片」の中で、「事物

の起源は、限りないものである。事物がそこから生れたものへ、その死もまた必然的に帰っていく。なぜなら、事物はその不正の償として、時の秩序にしたがって、互いに正しい返報をするからである⁽³⁰⁾という。このような説明こそが、一番最初の因果関係の説明であろう⁽³¹⁾。またアナクシメネスは、万物のアルケーを「空気」とする⁽³²⁾。

このようにイオニア学派の自然理解は、きわめて合理的なものであって、人格的擬人的理解ではなかった。すなわちイオニア学派によって、それ以前の神話的擬人的自然観は克服されたのであるが、しかしこのことは、彼らにとって神が消滅したことを意味するものではない。アリストテレスによれば、「おそらく、タレスも万物は神々に満ちている、と考えたであろう⁽³³⁾。」つまり彼らの理解する自然は、魂をもつ自然であったのである⁽³⁴⁾。

さらにヘラクレイトスは、火をアルケーとした。彼によれば、「すべての物品が黄金と黄金がすべての物品と交換されるように、すべての物は火と、火はすべての物と交換される⁽³⁵⁾」ことになる。このことは応報の特殊な形態である物々交換を意味している。すなわち黄金が物品に代わって与えられるように、結果は原因を伴うものである。「因果関係は、単に応報の原理が二つの要素の間に認める結合と比較されるだけでなく、この原理の応用が考慮されている⁽³⁶⁾。」

これに対して、パルメニデス⁽³⁷⁾は、イオニア学派およびヘラクレイトスの「生成」の自然哲学に反対し、純粋な唯一の有という概念を、存在しないもの、したがって思考することができないものとしての、すべての多様で変化するものに対立させている。パルメニデスの存在論の基本原則は、生じそして消えるものは単なる迷妄 (illusions) にすぎないということである。

ところがエンペドクレス⁽³⁸⁾は、パルメニデスにしたがって、不生不滅の有として、「万物の四つの根 (rizōmata)」⁽³⁹⁾ 土、水、空気および火、を認めた。これら四元素は、分割することはできるが、独立していて、互いに他から導出されえないものである。つまり四元素そのものに変化の原理もなく、変化を説明する根拠もない。かくして彼は、動かす力として、分離し反撥する力⁽⁴⁰⁾ 憎しみと牽引する力⁽⁴¹⁾ 愛とを認める。そしてこれら二つの力によって、すべての生成・変化が生ずる

と考えた。

ダレスに始まったギリシア自然哲学の最終的地位を占めるのが、レウキッポスとデモクリトスのアトミストである。⁽³⁹⁾ からは「エンペドクレスがなそうとした同じこと、すなわちエレア的原理とヘラクレイトスの原理との結合を、他の方法で遂行しようとした人である。」⁽⁴⁰⁾ 彼らの主張の根底には、充実し凝固しているもの||原子と空虚とが万物の構成要素であるという主張がある。原子自身は同質不変なものであり、パルメニデスの「有」を細分化したものにほかならない。この原子は形態、配置および位置において相違している。⁽⁴¹⁾ また原子はそれ以上分割されずかつ不可入性をもった単一体であるから、それらは相互に分離されていなければならない。すなわち原子相互の間には、接触をさまたげる空虚な空間が存在する。⁽⁴²⁾ そしてこの空虚な空間において、原子は結合したり分離したりすることができ(この分離・結合でもって森羅万象が説明される)。この原子の運動は、原子相互の機械論的衝突にもとづく必然によるのである。⁽⁴³⁾

このようなアトミストの考え方の中には、「因果関係についての近代的な概念」⁽⁴⁴⁾ が含まれている。すなわち一切の事物の生成変化は、不変かつ同質な原子の因果的・機械論的運動によって説明されたのである。

かくしてギリシア宗教の擬人的自然観の有する擬人的要素は、ここに完全に排除されたのである。このことをケルゼンは、次のようにいう。「純粹な自然科学のこれら(二人)の創始者は、自然の解釈からすべての神学的要素を徹底的に拭き去ることによって、そして目的でもあるような原因を厳格に拒否することによって、因果の法則の応報の原理からのはとんど完全なる解放をなした⁽⁴⁵⁾。」

- (1) 木村亀二「刑法における因果関係の理論」法律時報三二卷一〇号五頁および同「刑法総論」昭和四〇年、一七三頁以下参照。
- (2) 碧海純一「哲学および法学における因果関係」法律時報三二卷一〇号一五頁。
- (3) Hans Kelsen, *Society and Nature: a Sociological Inquiry*, The University of Chicago Press, 1943. この本は本文二六六頁、注一一八頁に及ぶ大著であり、手短かに要約することは不可能に近いので、大きな目次を次に掲げ、その概様を示したいと思う。

第一部 自然についての未開の概念

第一章 未開人の意識

第二章 自然についての社会的把握

第三章 応報の原理にしたがった自然の把握

第二部 ギリシャの宗教と哲学

第四章 ギリシャの宗教における応報の観念

第五章 ギリシャの自然哲学における因果関係の法則と応報の原理

第三部 現代の科学

第六章 現代の自然科学における因果関係の法則

第七章 自然科学および社会科学

(4) Cf. H. Kelsen, op. cit., pp. 1.

(5) H. Kelsen, op. cit., p. 3.

(6) 未開人にとって、自然は子供にとって存在する以上には存在しない。Cf. H. Kelsen, op. cit., p. 6.

(7) Cf. H. Kelsen, op. cit., p. 5.

(8) Cf. H. Kelsen, op. cit., pp. 24.

(9) H. Kelsen, op. cit., p. 26.

(10) H. Kelsen, op. cit., p. 42.

(11) 未開人のこのような自然についての社会的把握の結果、自然秩序と社会秩序は同一視される。そして「文明人にとっては異なつて、未開人にとっては『自然』は社会と異なった領域ではない。そのような二元論は、未開人にとっては存在しない。未開人は、現代社会学者が理解しているように、社会を自然の一部とみなしていない。むしろ未開人にとっては、自然は社会の一部である。」 Cf. H. Kelsen, op. cit., p. 44.

(12) Cf. H. Kelsen, op. cit., p. 49.

(13) Cf. H. Kelsen, op. cit., p. 118.

(14) マリノフスキーは、「生命ある原始的形態における神話は、単に語られた物語ではなくて、生活された現実なのである。それは我

我が今日小説で読むような虚構の種類ではなくて、まさに生きている現実であり、かつて原始時代に起ったと信ぜられているものであり、それ以来、世界と人間の運命に絶えざる影響を与えているものである。このような神話は未開人に対しては、たとえば信心賢固なキリスト教信者に対する聖書の天地創造、墮落、十字架上のキリストの犠牲による贖罪というような物語と同一の力を有している。それらが我々の信仰を支配し、我々の行為を制御しているように、未開人のそれらを支配し制御しているものは、実に彼の有する神話そのものなのである。」マリノフスキー「神話と社会」国分敬治訳、創元選書、二二頁。

(15) ホメーロス「オデュッセイアー」下、呉茂一訳、岩波文庫、昭和四七年、三五七頁。

(16) Cf. H. Kelsen, op. cit., pp. 189.

(17) H. Kelsen, op. cit., p. 195.

(18) H. Kelsen, op. cit., pp. 197.

(19) H. Kelsen, op. cit., p. 200.

(20) H. Kelsen, op. cit., p. 201.

(21) H. Kelsen, op. cit., p. 203.

(22) アイスキュロスのアガムノンの中で、トロイの戦いから帰ってきたアガムノンが、留守の間に不義を重ねていた妻クリュータイメーストラによって謀殺されたのは、まさに応報を示している。

(23) このようなギリシャ悲劇における宗教的イデオロギーは、エウリピデスによって自然的イデオロギーにかえられた。だが結果的には、社会的規律そのものの妥当性をかえることはできなかった。しかし「エウリピデスの悲劇においては、運命と同一視されたディケは、ほとんど非人格的原理となり、因果の法則に近づいてきている。」 Cf. H. Kelsen, op. cit., pp. 207.

(24) 伊東俊太郎「古代・中世の自然観」岩波講座哲学第六巻、一九七一年、六四頁。

(25) このような理解を、ケルゼンはしていない。彼は、「ギリシャの自然哲学はすぎ去った時代の神話的・宗教的思考から起った。…初期のギリシャ哲学においては、未開人の神話的思考におけると同様に、自然は社会との類推によって説明された」という。 Cf. H. Kelsen, op. cit., p. 233.

(26) アリストテレス「形而上学」出隆訳、上巻、岩波文庫、昭和四五年、三二頁参照。

(27) ここには原始的な唯物論がある。エンゲルス「自然の弁証法」田辺振太郎訳、下巻、岩波文庫、昭和四七年、一一頁参照。

(28) ホメーロスにおいては、オケアノス（世界をとりまく大河の神）とテティス（その妻）が万物生成の父母である。アリストテレス

・前掲書、三二頁参照。

- (29) 伊東・前掲書、六四―五頁。またシュヴェーグラーは、「かれは自然の合理的説明という土地に足をふみ入れた最初の人である」という。シュヴェーグラー「西洋哲学史」谷川・松村訳、上巻、岩波文庫、昭和三五年、三五―六頁参照。
- (30) シュヴェーグラー・前掲書、三八頁。
- (31) H. Kelsen, op. cit., p. 237.
- (32) アナクシメネスは、断片の中で、「空気からできているわれわれの魂が、われわれを一緒に保持しているように、微風が全世界を包んでいる」という。Anaximenes, according to Aetius i. 34 (John Burnet, Early Greek Philosophy, 4th ed., 1930, p.73)—in H. Kelsen, op. cit., p. 234.
- (33) アリストテレス「テ・アニマ」世界の大思想第二巻、河出書房、昭和四一年、二九二頁。
- (34) セリグマン編「社会思想史」立川・綿貫訳、上巻、角川文庫、昭和三五年、五三頁参照。
- (35) Heraclitus, fragment 22 (J. Burnet, op. cit., p. 135)—in H. Kelsen, op. cit., p. 239.
- (36) H. Kelsen, op. cit., p.239.
- (37) パルメニデスについては、H. Kelsen, op. cit., pp. 240. およびシュヴェーグラー・前掲書、四八頁以下参照。
- (38) エンペドクレスについては、H. Kelsen, op. cit., pp. 241. およびシュヴェーグラー・前掲書、六一頁以下参照。彼は靈魂の輪廻転生を主張するが、その主張の中に、ケルゼンは応報の特別なイデオロギーを見い出す。
- (39) ウイル・デュラント「哲学物語」豊川昇訳、上巻、角川文庫、昭和三三年、二三頁参照。
- (40) シュヴェーグラー・前掲書、六五頁。
- (41) 形態による相違とは、AとNとのちがいであり、配置によるとはANNとNAとのちがいであり、位置によるとはHとHとのちがいである。アリストテレス「形而上学」上巻、三九―四〇頁参照。
- (42) デモクリトスは「有は無以上に存在することなく、充実したものは空虚なもの以上に存在しない」と主張する。シュヴェーグラー・前掲書、六六―六七頁参照。
- (43) デイオゲネス・ラエルティウスはレウキッポスの理論を次のようにいっている。「世界の生成は次のようにして行われる。すなわちありとあらゆる形を持つ多くの物体が、限りなきものから分離している程度に応じて、それぞれ大いなる空虚の中へ向って動いて行くのである。それらの物体は相むらなって一つの渦巻を作るが、その結果、相衝突するものとあらゆる種類の周回をなすものと

が分たれて、相等しいものは相等しいものの方へ離れてゆく。」 Diogenes Laertius ix, 31ff. (J. Burnet, op. cit., p.338.)—in

H. Kelsen, op. cit., p.247.

(44) H. Kelsen, op. cit., p. 245. またレウキッポスは、残された断片の中で、「いかなるものも原因なしには生ぜず、すべては一定の根拠から必然的に生ずる」という。哲学事典(平凡社)昭和四六年、一五〇一頁参照。

(45) H. Kelsen, op. cit., p. 245.

四 哲学における因果関係(その二)

一 因果的・機械論的自然観はアトミストによって、完全に擬人的傾向を排除されて、樹立されたものである。そこでは因果性は、客観的必然性としてあらわれていたのである。この考えはエピクロスによって受け継がれたが、中世の神学的世界観の下で一時後退をよぎなくされた。しかしそれはまた近世にいたり、ベーコン、ガリレイ、ケプラーおよびニュートンなどによって確立された自然科学が機械論的因果法則として、因果性を復活させたのである。⁽¹⁾そこでは因果性として、客観的必然性が考えられていた。すなわち、「当時の一連の機械論的思考にみられるのは古代原子論の復興であり、それにとまらうアリストテレスの四原因説、とくに目的因の拒否であり、結局、機械論的な意味での動力因の概念だけが残されることになる⁽²⁾(傍点は筆者)。」

このようにして確立された、必然的連関としての因果性の概念に対して、因果性そのものは客観的に実在するものではなく主観的なものであるという批判がなされた。この批判は、はじめヒュームによってなされ、⁽³⁾さらにその系譜を、カント、ミル、マッハ、ラッセル、カルナップ、エイヤー、ホスパーズ、パープ、ライヒェンバハおよびシュリックにおいて見出すことができる。⁽⁴⁾

二 「ヒュームが因果性の問題に与えた決定的変化は、原因と結果との関連を客観的領域から主観的領域へ移したこと

であり、かくしてヒュームは存在論的問題から認識論的問題をつくつた。」

では一体ヒュームは、どのような論理構成をして、この決定的変化をなし遂げたのであろうか。

まずヒュームにおいては、因果性の証明は経験によって行なわれる。すなわち「類似した事例の繰り返しの後に、一つの事件の出現と同時に、通例の付随物を期待しそれが存在するであろうと信ずる心が習慣によつてもたらされる。それゆえ、われわれが心の中で感ずるこの関連が、すなわちある対象からその通例の付随物への想像の習慣的移行が、力または必然的関連の観念のもとになる感情又は印象なのである。」

ところでヒュームによれば、すべての複雑な観念は単純な観念に還元され、単純観念はそれに対応しかつそれによつて正確に再現される単純印象から来るがゆえに、すべてのものが印象の集まりとなる。さらに複雑なものは単純なものから形成せられるがゆえに、印象と観念の恒常的連接 (constant conjunction) のみが問題になることになる。

このことは因果性の観念についても妥当する。すなわちヒュームにおける因果関係は恒常的連接の關係である。これを命題で示すと、「もしCならば、(そしてそのときのみ)常にEである」ということになる。そして今日まで経験主義者においては、この命題は、因果性の意味を尽くしているものとして、したがって因果関係を表わす正しい命題として、認められてきた。この命題には、さらに、三つの要素が含まれている。つまり、近接性、時間的先行性、継起性がこれである。

ヒュームは「原因乃至結果と考えられる一切の事物は接している。換言すれば、如何なる事物も、自己の存在する時間または場所と些かなりとも隔りのある時間または場所に作用することはできないのである。尤も時には、相距たる事物が互いに他を産むかのように見えるかも知れない。けれどもその場合は、検討すれば判るように、普通には多数の原因の連鎖が、即ち互いに接し且つ距たる事物のそれぞれにも接するような多数の原因の連鎖が、この相距たる事物を繋いでいるのである。また何等かの特殊な事例に於てこうした結合が発見できない時も、我々は猶且つこのような原因の連鎖が

あると推定する。それ故、『接近』関係は因果性の関係に本質的であると考えてよからう¹²と述べて、原因と結果との間にある作用の連続性から、作用の空間的接近性を導き出している。

さらにヒュームにおいては、その命題は、原因の結果に対する時間的先行性を含んでいる¹³。またラッセルは「もし原因と結果があるならば、それらはある有限な時間間隔でへだてられていなくてはならない」と主張し¹⁴、ニコライ・ハルトマンは「因果性はただ単に、出来事の流れにおいて、後のものは先のものによって決定せられるということのみを意味している」と主張する¹⁵。

最後に状態の継起性については、ヒュームは時間的先行性と混同しており、まだ明確な継起性を意識していなかった。しかしミルは、「因果性の法則——それを知ることが帰納的科学の主な仕事なのであるが——とは、自然におけるすべての事実とそれに先行する他のある事実の間には、観察によって、継起の不変性があることが見い出される、というよく知られた真理にすぎない¹⁶」と主張し、また「経験が教えてくれることは、いかなる事象をとっても、その事象とそれに先行するある条件の特別な組み合わせの間には、不変の継起があり、いつでもどこでも、そのような条件の特別な組み合わせが起れば、当の事象はまちがいなく起こる、という事実なのである¹⁷」¹⁷と云って、因果性は状態の継起性以外の何物でもないことを主張する。

かくしてヒュームは因果関係を定義づける。まず哲学的関係としては、「『原因』は、『或る事物に先行し且つ接する事物であり、その際、後者に類似する事物はすべて、前者に類似する事物と先行及び接近の似寄った関係に置かれる。』と定義することができるとし、さらに自然的関係としては、「『原因』とは、或る事物に先行し且つ接する事物であつて、しかも前者と深く接合しているため、一方の事物の観念が他方の事物の観念を、一方の事物の印象が他方の事物の生気に多く富む観念を、造るように心を限定するまでになったものである¹⁸」¹⁸という。

ところで、因果関係を表わす命題としては、従来、二つのものが認められてきた。すなわち、第一に「もしCがなけれ

ば、決してEはない」という表わし方であり、第二に「もしCならば、常にEである」という言い方である。第一の場合には、Eの必要条件であり、第二の場合には充分条件となる。これに照して考えれば、ヒューム・ミルの因果関係においては、原因 \parallel 充分条件の等式が成立する。充分条件といっても、ある結果の発生のために要求される条件は複数であるのが一般的である。例えば、マッチをすって火をつける場合、発火という結果が発生するには、摩擦行為のほかに、マッチの乾燥、酸素の存在、強い風の吹いていないこと、等々の条件がそろわなければならない¹⁹。したがって、充分条件というのは、「全体として充分な一群の条件」(a set of jointly sufficient conditions)²⁰ということになる。

三 ヒューム・ミルの主観的な因果性の見地に対し、今日基本的に対立するものとして考えられるのは、因果性を客観的に実在するとみなす唯物弁証法の因果観である。そしてこの唯物弁証法の因果観へ到達する過程の中に、ヘーゲルの弁証法的因果観が位置づけられる。

ヘーゲルにおいては、因果性は認識の発展段階の一環として理解されている。彼によれば、「原因は必然性において結果へと移行していつにすぎないものでもある²¹。」そして、「原因の根源性は結果の中で止揚せられ、結果の中で原因は自己を一つの指²²定されたもの、(Gesetzsein) たらしめる²³。」その結果、「結果は原因とは違²⁴っている。結果はこの意味では被²⁵指²⁶定有である。」そして、「結果の中で初めて原因は現実的であり、原因なのである。」したがって、原因と結果は同じ内容つまり実体の同一性をもっている。かくして「原因とは即且向自的に自己原因(Causa sui)である²⁵。」このヘーゲルの因果関係は無限の進行を有しているのである²⁶。

このヘーゲルの因果関係を批判する中から、唯物弁証法における因果性が生れてきた。レーニンによれば、「因果性の問題における主観主義的方向、すなわち、自然の秩序と必然性を客観的外界からでなく、意識、理性、論理、等々から導きだすやり方が、人間の理性を自然からきりはなし、前者を後者に対置するだけでなくて、理性を自然の一小部分とみなすかわりに、自然を理性の一部分とするものである、ということとは明白だからである。因果性の問題における主観主義的方向

は、哲学上の観念論……である。自然の客観的合法則性と人間の脳におけるこの合法則性の近似的に正しい反映とを承認することは、唯物論である。⁽²⁷⁾

このような客観的に存在する現象の相互連関から、一定の現象をとりだして、原因・結果が研究されねばならない。⁽²⁸⁾

この因果関係について、レーニンは、「原因と結果は、ただ、さまざまな出来事の全世界的な相互依存性の、(普遍的な)連関の、相互連結の、契機にほかならないし、物質発展の鎖のなかの諸環にほかならない」と述べている。そして「普通にわれわれが理解する因果性というものは、全世界的な連関の一小部分にすぎない、しかし(唯物論的な補足)、主観的な連関の一小部分ではなくて、客観的に実在する連関の一小部分である」ということになり、自然現象と社会現象との間に本質的相違は存在しないがゆえに、一般的因果関係から独立した法律的因果関係の概念は、認められないのである。

このように理解された因果関係の特徴として、ブリュンベルクとスースロフは、(1) 原因と結果との時間的継起性、(2) 生成的連関、(3) 原因から結果が生ずる必然性 の三つを挙げている。⁽²⁹⁾

ところで、因果関係のこの必然性を証明するものは、人間の実践活動にほかならない。「人間の行動が検証を行う」⁽³²⁾、「観察の経験知だけでは決して必然性を十分には立証し得ない。……必然性の証明は人間の活動の中に、実験の中に、労働の中に存するのである」⁽³³⁾とエンゲルスは述べている。

(1) 中世の自然観については、伊東・前掲書八三頁以下および同書一〇〇頁に掲げられた文献を参照。また近代の自然観については、近藤洋逸「近代の自然観」岩波講座哲学六巻一一二頁以下および同書一五三―四頁に掲げられた文献を参照。

(2) 近藤・前掲書一一二頁。

(3) Cf. David Hume, *A Treatise of Human Nature* (1739-1740), D. Hume, *An Enquiry concerning the Human Understanding*, ed. L. A. Selby-Bigge, 1894.

(4) Immanuel Kant, *Kritik der reinen Vernunft* (Reclam) 2. Aufl.; John Stuart Mill, *A System of Logic*, Longmans,

1952; Ernst Mach, Die Mechanik in ihrer Entwicklung historisch-kritisch dargestellt, Brockhaus, 1901; Bertrand Russell, *Mysticism and Logic*, Penguin Books, 1953; Rudolf Carnap, *Philosophical Foundations of Physics*, 1966; Alfred Jules Ayer, *Language, Truth and Logic*, 2nd ed., 1946; John Hospers, *An Introduction to Philosophical Analysis* 1956; Arthur Pap, *Analytische Erkenntnistheorie*, 1955; Hans Reichenbach, *The Rise of Scientific Philosophy*, 1951; Moritz Schlick, *Causality in Everyday Life and Recent Science*, in *Readings in Philosophical Analysis*, selected and edited by H. Feigl and W. Sellars, 1949.

(5) H. Kelsen, *op. cit.*, p. 249.

(6) ヒューム「人生論(一)」大槻春彦訳(岩波文庫)昭和四六年一四七頁参照。

(7) D. Hume, *An Enquiry concerning the Human Understanding*, pp. 75.

(8) その具体的な例としてヒュームは次のように述べている。「多くの事例において、何か二種の対象——ほのおと熱さ、雪と冷たさ——が今までつねに共存してきたことがわかると、もしほのお又は雪が新たに感覚にあらわれるならば、心は習慣によって、熱さ又は冷たさを期待し、さらにはこのような性質が現に存在し、より詳細な検討によれば露見されるであろうと信ずるようになる。」D. Hume, *An Enquiry concerning the Human Understanding*, p. 46.

(9) ヒュームは「人生論(一)」三〇—三二頁参照。

(10) ヒューム・前掲書一四七頁参照。

(11) たとえばエイヤーは「『CはEを生み出す』という形のいかなる一般命題も、『Cであるときはいつでも、Eである』という形の命題と同等である。ここに『ときはいつでも』ということは、有限な数のCの実例についてではなく、無限な数のCの可能な例についてのことである」といわれるはならない」といふ(A. J. Ayer, *Language, Truth and Logic*, 2nd ed., 1946, p. 55.) またライヒェンバハは、「科学者が理解しているところによれば、因果法則とは、もし……ならば……である」といふ形の関係なのである。ただしこれには、同じ関係が常に成り立つ、ということが付け加わっているが」といふ(H. Reichenbach, *The Rise of Scientific Philosophy*, 1951, p. 157.) また「因果関係の意味は、例外のない繰り返しを述べている命題に含まれているのである」といふ(H. Reichenbach, *op. cit.*, p. 158.)

(12) ヒューム・前掲書 一二九頁。

(13) ヒューム・前掲書 一二九—三〇頁参照。

- (14) B. Russell, On the Notion of Cause; in *Mysticism and Logic*, Penguin Books, 1953, p. 175.
- (15) Nicolai Hartmann, *Einführung in die Philosophie*, 1949, S. 23.
- (16) John Stuart Mill, *A System of Logic*, Longmans, 1952, book III, chapter V, section 2.
- (17) J. S. Mill, *An Examination of Sir William Hamilton's Philosophy*, vol. I, 1873, p. 279.
- (18) エンゲルス・前掲書「二六二頁参照。これら二つの定義は、「同一対象の視方の相違を顯わす点で異なるだけである。」
- (19) Cf. J. S. Mill, *A System of Logic*, p. 271.
- (20) H. L. A. Hart and A. M. Honoré, *Causation in the Law*, in *The Law Quarterly Review*, Vol. 72, 1956, pp. 71.
- (21) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse*, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Werke Bd. 8, 1970, § 153, S. 297.
- (22) *ibid.* S. 297f.
- (23) Derselbe, a. a. O., § 154, S. 299.
- (24) Derselbe, a. a. O., § 153, S. 298.
- (25) *ibid.* S. 298.
- (26) Vgl. *ibid.* S. 298f. < エンゲルスにおける無限性(真無限、悪無限)の規定については、Vgl. Derselbe, a. a. O., § 94, S. 199. und § 95, S. 200f.
- (27) レーニン全集第一四卷(大月書店)一九五六年、一八二頁。
- (28) エンゲルスによれば、「これら個々の点を認識するためには、それらを自然または歴史の連関からとりだして、それぞれ別個にその性状、その特別な原因や結果などを研究してゆかなければならない」という。エンゲルス「反デュリング論」上巻、粟田賢三訳(岩波文庫)昭和四一年、三六頁参照。
- (29) レーニン全集第三八卷(大月書店)一九六一年、一三〇頁。
- (30) レーニン全集第三八卷、一三一頁。
- (31) ローゼンタール・シトラックス編「カテゴリー論」上、寺沢・林・野中訳(青木書店)一二八頁参照。
- (32) エンゲルス「自然の弁証法」下巻、田辺振太郎訳(岩波文庫)昭和四七年、九一頁。
- (33) エンゲルス・前掲書、八九―九〇頁。

五 む す び

一 わたくしは、因果性の概念が、未開人および古代ギリシアの擬人的自然観から生まれ、その擬人的・神話的要素は、古代ギリシアの自然哲学のアトミスト（原子論者）によって徹底的に払拭されたのであるが、近世に至り、経験論哲学者・ヒュームにより、因果関係は必然的関連ではなく恒常的連接にすぎないと主張され、それがヘーゲルの弁証法的因果関係を媒介として、唯物弁証法的因果関係へと止揚されてきた過程をみてきた。

因果性の問題は、実在の性質にかかわり、それゆえ純粹に論理的な方法によって解決することは不可能である。因果性の問題は、まさに、存在論的な問題なのである。かくして「因果連関は観念の間の関係を表わすカテゴリーではなく、事実の（外的なおよび内的な）世界の実際の特性であるところの結合とディタミネーションを表わすカテゴリーであり、それゆえ因果連関は存在論的な身分を有している」ということになる⁽¹⁾。

このことは、「物質とは、人間にその感覚においてあたえられており、われわれの感覚から独立して存在しながら、われわれの感覚によって模写され、撮影され、反映される客観的実在を言いあらわすための哲学的範疇である」とする、唯物弁証法における物質概念と何ら矛盾するものでもない。唯物弁証法におけるすべてのカテゴリーは、存在論的であると同時に認識論的でもある⁽²⁾。

では、因果性を、ヒュームにおけるような「ある関係」といったものではなく、生成的結合のカテゴリー、変化のカテゴリーとして理解すると、どのような命題になるのであろうか。

「もしCが起こるならば、（そしてそのときにのみ）Eは常にCによって産出される」という命題がこれである。この命題には、恒常的連接以上のことが含まれている。結果は原因によって生み出されたことを述べているのである（動力因

の能動性あるいは産出性)。すなわちこのような恒常的にして、一意な産出としての因果関係には、条件への依存性、一意性、結果の原因への一方的依存、結合の不変性、産出性など従来因果関係にとって本質的であるとみなされてきた要素が含まれているのである。

この恒常的にして、一意な産出としての因果関係を刑法に適用すれば、どのように再構成されなければならないかが次の課題である。

二 最後に、前述した木村説の妥当性について検討しよう。⁽⁵⁾

ここで注目されねばならないのが、ヴェルツェルの主張である。「因果概念は法律的概念ではなくて、一つの存在カテゴリーである。またそれは単なる論理的なものでも、また多くの出来事の単なる「思考上の」結合でもなく、現実の事象の継起の中に存するところの、知覚されえないが、思考において把握することのできる法則上の関連であり、それゆえにそれ自身、事象自体と同様に現実的なものである。法もまたこのような「存在論的」因果概念から出発しなければならず、特別な法律的因果性は存在しない。⁽⁶⁾」

また唯物弁証法においても、自然現象と社会現象との間には、本質的差異は存在しないがゆえに、一般的因果性から遮断された法律的因果関係概念の存在は認められない。

さらに、この木村説は、哲学的因果関係棚上げ論であり、それが自己完結的な刑法ドグマティックで果した役割は何であったかは明らかであろう。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

(1) マリオ・ブンゲ「因果性」黒崎宏訳、岩波書店、一九七二年、二四頁。

(2) レーニン全集第一四卷、一五〇頁。さらにレーニンは、「物質の唯一の『性質』——哲学的唯物論は、それを承認することとむすびついている——は、客観的実在であるという性質、すなわちわれわれの意識のそとに存在するという性質である」(同書、三一四頁)とも規定し、また「物質の概念は、認識論的には、人間の意識から独立して存在し、そして人間の意識によって模写される客観的実在

以外のなにものをも意味しない」(同書、三二五頁)と規定している。

- (3) このことについてコプトンは次のように述べている。「存在の思惟にたいする関係の外では、物質概念は意味をもたない。それゆえ、弁証法的唯物論においては、存在論それ自体(意識との関係の外での存在についての学説)と認識論(存在形態との関係の外での意識についての学説)とは存在しない。思惟と存在との関係は弁証法的唯物論のすべての哲学的カテゴリーの出発点であり、弁証法的唯物論は存在論の機能も認識論の機能も同時に果たしている。弁証法的唯物論のすべてのカテゴリーは、客観的世界、存在から得られた内容をもつという意味で存在論的でもあると同時に、認識論的でもある。なぜなら、それらにおいては、思惟の存在にたいする関係の問題が解決されており、それら自身の認識の運動における諸階梯となるからである。」(岩崎允胤「物質の哲学的概念と自然の論理」岩波講座哲学第六巻、一六六頁注①からの引用)
- (4) ブンゲ・前掲書、六五頁。
- (5) ドイツにおいては、木村説と同様の見解をマウラッハが述べている。R. Maurach, a, a, O., S. 193. この木村説は、新カント派哲学の影響を強く受けているように思われる。ヴィンデルバント「歴史と自然科学」篠田英雄訳、岩波文庫、昭和一三年、一七一—一九頁、二三—二四頁、三一—三二頁およびリッケルト「文化科学と自然科学」佐竹・豊川訳、岩波文庫、昭和一四年、四七頁以下、一〇三頁以下、一四六頁以下、一五七頁以下参照。
- (6) Hans Welzel, Das deutsche Strafrecht, 10. Aufl., 1967, S. 40.
- (7) 新カント派哲学の因果性理論に対しての詳細な批判については、ブンゲ・前掲書、二七三頁以下参照。
- (8) 哲学的因果関係棚上げ論については、中山・前掲書、一八一—九頁、注(二)参照。